

平成29年2月20日

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市法令遵守委員会

委員長 秋田仁志

委員 丹羽徹

委員 九鬼康夫

生駒市法令遵守推進条例における「職務に関する要望等記録制度」
の運用停止状況についての意見書

生駒市法令遵守推進条例（コンプライアンス条例）が平成19年6月に制定されてから（施行は同年11月）今年で10年を迎えます。

この間、同条例は所期の運用が確保され、公正な職務執行の推進、不当要求からの職員保護等に一定の効果をあげてきたものと考えております。

しかし、平成28年度より、条例に基づく職務に関する要望等の記録（同条例第6条）の件数が平成26年度、平成27年度に比して5分の1以下に激減し（1か月あたり報告平均数－平成26年度13件、平成27年度8件、平成28年11月まで1件）、かつ運用状況変化は、特定の部に生じているのではなく、全市的に激減しているもので、同記録制度が運用停止の状況に陥っているのではないかとの懸念を強く持っております。

この状況変化の原因、対応を検討するため「法令遵守推進制度に係る職員アンケート」を実施し、396人の職員の方々から回答を頂いて（有効回答率44.8%）、条例内容、要望等記録制度を知っておられる職員が大多数であることは確認されていますが（条例内容を知っているとの回答65%－Q6、要望等記録制度について知っているとの回答80%－Q9）、運用停止の原因については確認されませんでした。

なお、一部部局ヒアリングでも正式な運用変更手続はなされていない、運用停止の原因についても不明との報告がなされています。

他方、職員アンケートでは、「報告する必要性がわからない。」「要望者の役職（立場）により作成してよいのか悪いかわからない。」「どこまでを報告すべきか判断ができない。」「現在の所属の所属長は、議員からの問い合わせ等に対して記録をしていないように思います。」「部署によっては絵に描いたもちの条例だと思います。」「事前に伝わり問題をもみ消す方向に力が働く組織なので、制度としてうまく機能していないと思う。実際そういう事案があったものの、通報を思いとどまったケースがある。」など、必要性について疑問を問いかける意見、報告対象を判断できないという意見、さらに報告を意図的に抑制されているという意見が複数確認されており、所属長を含む職員の間で同記録制度の運用を行わない意識、運用が広がっていることが窺えます。

本条例の目的とする、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託に応え、信頼される市政を確立するため、この要望等記録制度の意味・内容・必要性について、確認・周知されるとともに、同制度の運用停止状況を改め、効果的な運用を確保する具体的な改善措置を早急に図られるよう、ご意見を提示させていただきます。

以 上